

置総総第 461 号
令和 7 年 10 月 8 日

西置賜地域振興局長
各 部 長 殿

総務企画部長
保健福祉環境部長

「公共交通利用デー」の実施について（通知）

日頃より、地域公共交通施策につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、10月14日の「鉄道の日」に合わせ、令和7年10月を「公共交通利用強化月間」に定め、県内における公共交通機関の利用促進を呼びかけているところです。

県も一事業者として率先して公共交通利用に取り組むため、置賜総合支庁に勤務する職員を対象に、別添実施要領のとおり「公共交通利用デー」を実施することとしましたので、各所属職員に周知いただき、取組みの確実な実践について御理解・御協力くださるようお願いいたします。

<参考>

(1) 公共交通利用のメリット

公共交通機関は「定時性・速達性」に優れ、また、移動時間を自由に過ごすことができる等、利用者にとって様々な恩恵があります。さらに、環境保護の観点からも、公共交通機関は一度に多くの人々を輸送できる「大量輸送性」を有しており、自家用車等に比べ二酸化炭素排出量が少ないクリーンな交通手段です。

(2) 置賜総合支庁で取り組む背景

山形鉄道フラワー長井線につきましては、第三セクター鉄道として県及び沿線2市2町で継続して支援をしておりますが、人口減少や車社会の進展により年々利用者が減少しており、厳しい経営状況が続いております。鉄道の存続は、県民の暮らしや未来に直結する課題であり、一人一人がその当事者としての自覚を持ち、日頃から意識的に通勤・観光等で利用していくことが重要です。

<担 当>

総務課 連携支援室
菅原・石橋
TEL:0238-26-6018
(内線:241)

令和7年度 置賜総合支庁「公共交通利用デー」実施要領

1 趣 旨

本県では、10月14日の「鉄道の日」に合わせ、令和7年10月を「公共交通利用強化月間」に定め、県内における公共交通機関の利用促進を呼びかけている。当該取組みと連携した置賜総合支庁の取組みとして「公共交通利用デー」を設定することで、各職員に公共交通利用の様々なメリットを認識してもらい、年度を通して定期的に実施することにより公共交通利用の定着を図る。

2 期 間

令和7年10月10日（金）から令和8年3月31日（火）

3 内 容

(1) 公共交通機関を利用した通勤「公共交通利用デー」の実施

- ① 令和7年 10月中の毎週金曜日（10日、17日、24日、31日）の実施
- ② 令和7年 11月から令和8年3月までの期間中、毎月1回以上（各職員が自発的に日にちを設定）の実施

(2) 期間中における公共交通機関の積極的な利用

- ① 公務出張時における公共交通機関の積極的な利用
- ② 買い物や用事等で外出する際や観光等で遠出をする際における公共交通機関の積極的な利用

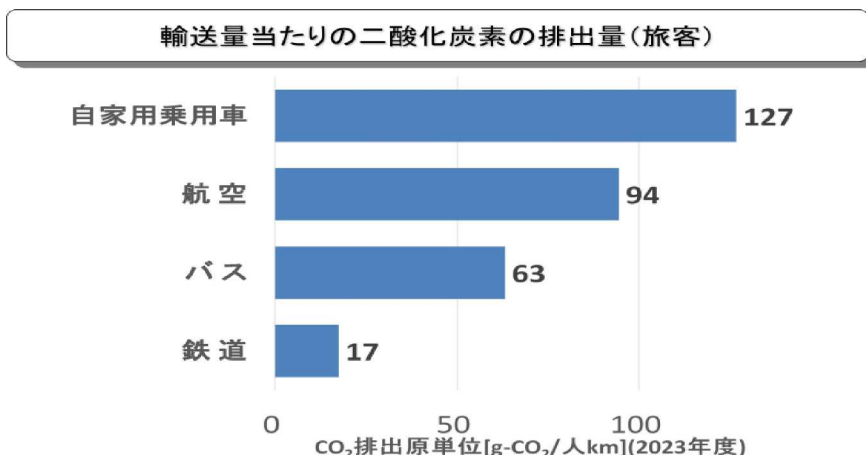
4 対 象

置賜総合支庁に勤務する職員

5 その他

「やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会」（事務局：県総合交通政策課）が開設した「やまがた鉄道応援団」において、「鉄道の日記念キャンペーン」を実施しております。対象期間中に県内の対象路線（置賜管内はフラワー長井線、奥羽本線、米坂線）に乗りいただくと、抽選で県産品が当たりますので、ぜひご応募ください。

<参考：国土交通省 HP より抜粋>



※温室効果ガスインベントリオフィス:「日本の温室効果ガス排出量データ」、国土交通省:「自動車輸送統計」、「航空輸送統計」、「鉄道輸送統計」より、国土交通省 環境政策課作成